

第3章 その他の手続き

【1】 貸付金の返済

—貸付担当—

退職時に共済組合の貸付金の未償還元利金がある方は、退職手当から控除しますので、手続きは不要です（退職手当が支給されるまでの経過月数に応じて利息も退職手当から控除します）。

ただし、退職手当から控除しきれない場合は、不足分を自己資金で償還していただきます。納付書を送付しますので、振込をお願いします。

また、団体信用生命保険に加入されている方は、毎年の保険料（一年分）の引き落とし日が退職手当からの控除後約2か月以内に設定されている場合、手続きが間に合わず保険料が引き落とされることがあります。その場合、引き落としの概ね2か月後に、完済後分の保険料が清算され、口座に振り込まれますので、該当される方は、指定口座を閉鎖しないようお願いします。

【2】 公立共済「福祉保険制度」に加入されている方へ

（ファミリー年金・傷病休職給付金・医療費支援制度） —健康・福祉担当—

退職後も「福祉保険制度」への継続加入（更新）が可能です。制度毎の継続可能期間は下表のとおりです。

制度種別		継続加入可能期間
1	ファミリー年金、元気づくりサービスコース	【本人・配偶者共通】保険年齢 84 歳まで更新手続可能
2	傷病休職給付金	継続不可（退職日の属する月の末日で脱退）
3	入院費用給付金（女性疾病給付金を含む）	【本人・配偶者共通】保険年齢 75 歳まで更新手続可能 【こども】保険年齢 22 歳まで更新手続可能
4	特定疾病給付金	【本人・配偶者共通】保険年齢 75 歳まで更新手続可能

- ※1 保険年齢とは、11月1日時点での満年齢を基に1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢のこと。（例）保険年齢84歳：83歳6か月超84歳6か月まで
- ※2 保険契約の内容は、退職（組合員資格喪失）時点のものとなり、追加、増額変更不可。
- ※3 配偶者及びこどもは、加入者本人が退職後も継続する制度に限り継続可能。

★ 保険期間は1年間（毎年11月1日から翌年10月31日まで）です。

なお、脱退のお申出がない場合は、令和7年11月1日以降も自動更新となります。

脱退する場合は、原則、令和7年10月31日付けとなります。退職後の7月頃（予定）に、退職後の取扱いについてのご案内をご自宅へ送付します。

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
公立学校共済組合 福祉保険制度担当	制度内容全般 登録内容の変更等	0120-778-599	月～金曜日 10:00～16:00 （祝日・年末年始を除く）

【3】アイリスプランに加入されている方へ

—健康・福祉担当—

1. 年金コースに加入されている方

退職される年齢（退職時の年度末年齢）によって手続きが異なります。

（1）満60歳以上の方

脱退手続きに関するご案内をご自宅あてに送付（12月末予定）しますので、案内にしたがって手続きを行ってください。

（2）満60歳未満の方

必ず下記お問い合わせ先までご連絡ください。脱退手続きに関するご案内を送付します。

2. 医療・日常事故コース及び介護保障コースに加入されている方

退職後も継続可能です。解約希望の場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

照会内容	お問い合わせ窓口	電話番号	開設時間
年金コース、 医療・日常事故コース	教職員生涯福祉財団 サービスセンター	0120-491-294	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始) 10:00～17:00
介護保障コース	株式会社一ツ橋サービス	0120-878-626	

【4】「宿泊施設特別利用者証」の交付

—健康・福祉担当—

組合員の資格喪失後、公立学校共済組合直営の宿泊施設・保養所を利用される場合に、従前の支部事業である「宿泊等利用補助券」の交付は受けられませんが、公立共済やすらぎの宿の「宿泊予約（組合員の方）」ページから宿泊施設を事前にご予約いただいた上で、当日、宿泊施設に「宿泊施設特別利用者証」をご提示いただくと、組合員料金で利用できます。（家族の方も組合員料金で利用できます。）

また、下記の共済組合が経営する施設に宿泊する場合も、「宿泊施設特別利用者証」を施設に提示すれば、当該共済組合の組合員料金で利用できます。（家族の方は一般料金です。）

組合員料金でのご予約方法につきましては、宿泊施設に直接お問い合わせください。

「宿泊施設特別利用者証」の交付を希望される方は、公立学校共済組合のホームページに掲載しております「宿泊施設特別利用者証」配布申込書を当支部（健康・福祉グループ）までご提出ください。

「宿泊施設特別利用者証」の利用できる共済組合

- ・ 地方職員共済組合
- ・ 国家公務員共済組合連合会
- ・ 東京都職員共済組合
- ・ 防衛省共済組合
- ・ 警察共済組合
- ・ 日本私立学校振興・共済事業団
- ・ 都市職員共済組合
- ・ 各市町村職員共済組合
- ・ 指定都市職員共済組合
- ・ 文部科学省共済組合
- ・ 全国市町村職員共済組合連合会



【５】長期組合員退職記念事業

—健康・福祉担当—

対象の方にホテルアウィーナ大阪 又は 花のいえで利用できる施設利用券 1 万円分を贈呈します。
令和 6 年度末退職予定の方は、（令和 7 年 3 月 31 日）までにご申請ください。

対象者	当該年度内に退職予定の組合員であって、以下の条件を満たす方 1. 公立学校共済組合大阪支部加入期間が通算 20 年以上であること（＊） 2. 申請時点で大阪支部の組合員資格を有すること（任意継続組合員は除く） ※過去に本事業、結婚 25 周年・永年勤続（単身者）記念事業の施設利用券の交付を受けた方は除く。	
申請書類	○長期組合員退職記念施設利用券交付申請書やその他添付書類につきましては、交付申請書に記載していますので、ご確認ください。	事業の詳細や申請書の様式はこちら 
申請期間	退職予定の年度中 ※退職年度時に公立学校共済組合大阪支部加入期間が通算 20 年未満の場合又は大阪支部の組合員資格を有していない場合等であっても、その後、再任用等で組合員資格を再取得し、受給対象者の条件を満たした場合は申請可能	
贈呈品	施設利用券 10,000 円分（5,000 円 × 2 枚） ※有効期間は、発行日から 1 年間	

Q 1

貸付を利用していますが、定年退職後、再任用フルタイムで勤務する予定です。引き続き定期償還を続けることはできますか。

A.

退職後、再任用フルタイムや臨時的任用職員で勤務される場合でも、定期償還を続けることはできません。未償還元利金がある方は退職手当から控除します。

なお、再任用フルタイム勤務や臨時的任用職員で共済組合加入の方が利用できる貸付は、原則、発令されている任用期限内に償還が完了する特別貸付のみです。

【貸付担当】P. 55 参照

Q 2

定年引き上げに伴い給料が7割水準となりますが、貸付金の償還額はどうなりますか。

A.

地方公務員法の改正に伴い、令和5年4月から定年年齢が段階的に引き上げられました。当分の間、職員の給料月額が、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、7割水準となりますが、貸付金の償還額は変わらずに給料等からの控除は継続します。

Q 3

退職後も宿泊補助を受けられますか。

A.

現職時と同様の大阪支部からの宿泊補助はございません。ただし、共済組合が経営する施設に宿泊する場合については、「メンバーズカード」または「宿泊施設特別利用者証」の提示により一般料金より有利な組合員料金でご利用になれます。

【健康・福祉担当】P. 56 参照